

避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の長男）について、申立人長男が発達障害を有していたところ、療育手帳等は取得していなかったものの、診断書及び診療録等の資料から認められる同人の障害の程度等を踏まえ、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人長男に対しては障害を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分、申立人父母に対しては申立人長男の恒常的な介護を理由とする合計月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下、左記3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目（以下の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### (1) 損害項目

- ア 日常生活阻害慰謝料の増額（中間指針第五次追補第2の4指針I）  
②の損害 申立人X3分 金255万円
- イ 日常生活阻害慰謝料の増額（中間指針第五次追補第2の4指針I）  
③の損害 申立人X1及び同X2分 金255万円

#### (2) 期間

上記（1）ア及びイのいずれも、平成23年3月～平成30年3月

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金510万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年8月18日

（仲介委員 小林 哲也）